

地方独立行政法人青森県産業技術センター中期計画

I はじめに

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）は、県内産業の振興を図るため、地域の潜在力を最大限に発揮させ、地域外からの所得の獲得につながる「域外市場産業」の一層の育成に意を用いることとし、その主体である工業、農林畜産業、水産業及び食品加工業（以下「産業」と総称する。）に関する試験・研究開発及び調査を行い、得られた成果の普及・移転並びに技術支援を行う。

試験・研究開発では、生産や製造等の担い手（以下「生産事業者」という。）の需要を的確に把握し、蓄積した技術を発展させて新たな生産技術や新製品等の創出に向けた研究のほか、農工一体となった産業技術の開発や温暖化等の環境の変化に対応した諸課題の解決に取り組む。

また、センターの運営に当たっては、自主性及び自律性を保ちつつ、弾力的かつ効率的に対応し、業務を迅速かつ堅実に実施していく。

センターは、青森県知事から指示を受けた平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間における中期目標を達成するため、次のとおり中期計画を定める。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進

本県の産業を将来に向け技術的側面から継続的に支えていくためには、社会経済情勢や環境の変化に即応した新しい試験・研究開発に取り組む体制を確立することが不可欠である。

この観点から、農工連携による試験・研究開発をセンターの重点的取組と位置付け、工業、農林、水産及び食品の各研究部門が一体性を確保した取組を行う。また、大学や関係機関との連携を強化し、新しい生産技術の開発や独創的・先駆的基盤研究等、本県産業の未来を技術面で支えるための試験・研究開発に幅広く取り組む。

また、生産事業者からの緊急の要請に対しては弾力的に対応し、技術的解決に努める。

(1) 新生産技術の開発及び新製品等の創出に向けた試験・研究開発

センターのそれぞれの研究分野において、これまで蓄積した技術をさらに発展させ、生産事業者の要請などに的確に応えるため、次のような取組を行う。

- ①工業製品の自動制御技術・洗浄技術、水稻の直播栽培、りんごの低樹高栽培、水産生物の種苗生産技術等、生産技術の省力化・省エネルギー化を推進するた

めの研究を行う。

- ②農林水産物の栽培・供給技術や水産資源の管理手法・増養殖技術等、食の安全・安心の確保や高品質で安定的な生産・供給を推進するための研究を行う。
- ③農林水産物の品質保持技術・加工技術、工業製品の組込技術・科学的知見に基づく商品開発等、製品・生産物の高付加価値化を推進するための研究を行う。
- ④効率的漁業生産技術、木材の高次加工技術・乾燥技術、地域飼料資源による畜産物の生産、工業製品の自動検査技術・新接合技術等、生産過程における高効率化・低コスト化を推進するための研究を行う。

(2) 農工一体となった試験・研究開発

本県の豊富な農林水産資源と地域で育まれた独自技術を結び付けた新たな技術開発のため、工業、農林、水産及び食品の各部門の研究者が必要に応じてプロジェクトチームを組織し、次のような取組を行う。

- ①農林水産資源を活用して健康や美容などに寄与する機能性を有する食品や工業材料等を開発する。
- ②本県の特性を活かしたバイオ燃料生産の事業化を図るための資源作物の栽培とエネルギー変換の検証を行う。
- ③光農業などハイテク技術を活用した高品質野菜の栽培技術と品質保持技術を開発する。
- ④米やりんご等の県産農産物を利用した新しい酒類を開発する。
- ⑤乾燥装置開発による農作物等残渣の飼料化と給与技術を確立する。
- ⑥湾曲集成技術等を活用した県産木材加工品等製造技術を開発する。
- ⑦工業技術を活用した効率的漁業生産技術を開発する。

(3) 独創的・先駆的基盤研究

生産事業者の生産や製造等の現場で、生産性などに画期的な向上をもたらすナノテクノロジーやバイオテクノロジーなどの独創的かつ先駆的な基盤研究として、次のような取組を行う。

- ①工業製品に使用されている難分解性材料に含まれる有害元素の分析等の技術に関する研究を行う。
- ②品質や耐病性など重要形質に関連するDNA情報の利用などによる育種の研究を行う。
- ③DNAマーカーなどを利用したオリジナル品種保護のための識別技術を開発する。
- ④主要病害虫の生物学的特性の解明による革新的防除技術を開発する。
- ⑤受精卵移植技術を活用した優良牛の生産技術を開発する。

(4) 地球環境の保全に配慮した持続可能な産業活動を念頭に置いた試験・研究開発 循環型社会の形成を意識し、地球環境の保全や環境公共^{注)}の推進に配慮した持続可能な産業活動を展開するため、次のような取組を行う。

- ①環境負荷物質の除去、低減等の技術を開発する。
- ②農林畜産物生産における農薬、化学肥料の効果的な利用方法と低減技術を開発する。
- ③農産物の輸出入に係る病虫害防除技術等を開発する。
- ④森林の保護・管理や森林の有する多面的な機能の向上と保全に寄与する技術を開発する。
- ⑤水域環境等のモニタリングと、環境に配慮した漁場環境の保全・改善技術や漁業生産技術及び増養殖技術を開発する。
- ⑥衛生的かつ合理的な加工流通システム及び長期鮮度保持技術を開発する。
- ⑦未利用となっているバイオマス資源の利活用等に向けた、資源リサイクル技術や、廃棄物低減技術を開発する。

注) 環境公共：青森県では、”農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、地域住民自らが、地場の資源、技術、人材を活用しながら、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置づけて推進している。

(5) 地球温暖化に対応した生産技術等の開発

地球温暖化が本県の産業や日常生活に与える影響を緩和できるよう、次のような取組を行う。

- ①燃料電池やバイオエタノール精製等の新エネルギー・脱化石エネルギー利用技術を開発する。
- ②温暖化に対応可能な農産物の品種の選抜及び開発を行う。
- ③温暖化に伴って発生が懸念される農作物の高温障害の回避技術や病虫害の防除技術を開発する。
- ④温暖化に対応した漁業生産技術や増養殖技術を開発する。
- ⑤省エネルギー型の加工技術を開発する。

(6) 優良種苗・種畜の開発及び適正管理

優良な種苗や種畜の開発と適正な管理を行うため、次のような取組を行う。

- ①高品質、安定生産、耐病性、耐冷性のほか、加工適性や貯蔵性等多様なニーズに応じた農林産物の品種や種苗の開発・管理を行う。
- ②優良種畜の作出・管理及び牧草・飼料作物の優良品種を選定する。
- ③地域特産物となり得る増養殖に適した魚介藻類の優良種苗の開発管理を行う。

2 新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援

本県の豊かな農林水産資源やこれまで地域で育まれた食品加工、素材加工などに関する独自技術を活用して、生産事業者が取り組む新しい産業活動や付加価値の高い優れた製品等の開発・事業化を支援することとし、中期計画期間中の製品化・実用化の件数は80件を目標とする。

また、センターの事業化支援機能を強化するため、(仮称)あおもり農商工連携支援基金による助成や財団法人21あおもり産業総合支援センター等関係機関と連携した支援を行う。

(1) 共同研究

研究ニーズの多様化・高度化や緊急に解決すべき課題に対応するため、次のように共同研究を行う。

- ①生産事業者、大学等、他の研究機関とのプロジェクト研究等、テーマに沿った研究体制を構築し、効率的に実施する。
- ②研究テーマについては、緊急な要請にも対応できるよう弾力的に設定する。

(2) 受託研究

生産事業者等からの受託研究に対しては次のとおり対応する。

- ①生産事業者等が生産や製造の現場で抱える技術的課題を解決するための受託研究については、生産事業者への訪問活動、広報誌・ホームページ等でのPRにより積極的に導入を図る。
- ②国や他の試験研究機関等からの受託研究については、本県における有用性のほか、課題の社会的ニーズや全国的な視野からの重要性を勘案して積極的な導入を図る。

(3) 依頼試験・分析・調査

生産事業者から依頼された試験、分析及び調査については次のように対応することとし、中期計画期間中の実施件数は13,200件を目標とする。

- ①依頼試験・依頼分析については、生産事業者への巡回活動や広報誌・ホームページ等による広報活動の強化により一層の利用拡大を図る。
- ②電子メールなどによる利用手続の簡素化、試験・分析の時間外実施、利用料金の後納制度等、利便性の向上を図る。
- ③生産事業者のニーズに対応した試験・分析メニューの多様化を図る。
- ④生産事業者の製品・生産物の評価等に対応するため、試験・分析に使用する設備・機器について一定の水準を維持するとともに、従事する職員の資質向上により試験・分析結果の信頼性向上に努める。
- ⑤家畜の飼料分析や草地・飼料畑等の土壌分析、木材の強度・乾燥試験等は、研究業務との関連や重要性を考慮した上で行う。

(4) 技術相談・指導

生産事業者の抱える技術的な課題の解決のため技術相談や技術指導を次のように行うこととし、中期計画期間中の実施件数は12,500件を目標とする。

- ①センター職員の専門的な知識・技術を活用した技術相談を実施し、技術的課題の解決を図るほか、必要に応じて技術開発に取り組む。
- ②生産現場での支援が必要な場合は、各地域の普及指導機関と連携を図り、必要に応じて職員や外部の専門家を現地に派遣する等機動的に対応する。

③センターだけでは対応不可能な技術相談や技術支援に関しては、普及指導機関のほか、大学や他の試験研究機関等と連携することにより、生産事業者の要請に応える。

④技術相談等は、電子メール等による申し込みを行うなど利便性の向上を図る。

(5) 設備・機器の利用

センターが保有する設備・機器については、できる限り生産事業者への積極的な利用の拡大を図るため、次のように対応することとし、中期計画期間中の利用件数は3,500件を目標とする。

①試験・研究開発や技術支援のために必要な設備・機器については、精度を維持するため計画的に整備するとともに、利用の拡大を図るため積極的なPRを行う。

②電子メール等による利用手続の簡素化、センター外貸出し、利用料金の後納制度等、生産事業者の利便性の向上を図る。

(6) 関係団体・産業界との情報交換

生産事業者、行政機関、関係団体、産業界が参加する研究会や講習会などを通じて研究成果や新技術などの情報提供を行うほか、専門知識を活かした助言等を行うとともに関係団体・産業界との情報交換を行う。

(7) (仮称) あおもり農商工連携支援基金

県内中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した製品開発に要する経費等に助成し、付加価値の高い優れた製品等の事業化を促進する。

3 試験・研究開発の成果の移転・普及

試験・研究開発により得られた成果や技術の迅速な移転・普及を図るため、ホームページ等各種広報媒体の活用や生産事業者への直接指導、技術講習会等を通じて積極的な情報発信を行う。また、試験・研究開発の成果の権利化に努め、その保護・活用を推進する。

特に、農林水産分野における成果の普及や技術指導については、各地域の普及指導機関と連携して迅速かつ効果的に進める。

(1) 成果の移転・普及の促進

試験・研究開発の成果を迅速に普及させるため、研究報告書の作成、成果発表会・技術セミナー及び講習会等の開催、巡回訪問、各種広報媒体による情報提供を積極的に行う。

農林水産分野では、試験・研究開発から得られた成果を生産現場で活用しやすい普及技術情報としてとりまとめ、関係者に提供する。取りまとめに当たっては、普及指導機関、関係団体等の意見を踏まえて検討する。

また、現場に普及された技術の有効性や利活用の状況を把握し、実用性向上のための技術改良等のフォローアップを行う。

中期計画期間中に普及させる研究成果や情報提供等は310件を目標とする。

(2) 調査データ等の提供

センターが試験・研究開発、調査により把握したデータのうち公表できるものについては、指導機関、関係団体及び生産事業者等が随時活用できるよう速やかにホームページや広報紙等で提供する。

(3) 研修会等の実施及び職員の派遣

生産事業者、技術指導者等を対象として開催する研修会、研究発表会及び技術展示等において、研究情報を分かりやすく発信して理解を促すとともに、積極的に意見交換を行う。

産業界、教育機関、行政機関等からの要請に対しては、それぞれの分野の専門的知識を有する職員を派遣し、産業振興に向けた技術的貢献を行う。

(4) 取組状況等の情報発信

生産事業者、業界団体等の製品開発や生産活動に必要な試験研究成果及び取り組んでいる試験研究課題等で公開可能な情報については、ホームページ等各種刊行物を通じて積極的に発信する。

国、県、市町村及び生産団体などが開催する展示会などに参加して研究成果の広報・普及を行う。

研究施設を利用して行うイベントや展示会等を開催し、試験研究開発の取組状況や開発した加工品等を紹介するなど、広く県民に対しても情報発信する。

(5) 知的財産の創造・保護・活用

知的財産の創造に係る研修等を通じ職員の動機付けを行い、試験・研究開発の成果の権利化を推進することにより、質の高い知的財産を創造する。

取得した知的財産については、インターネット、その他の手段や多様な機会を通じて生産事業者等へ積極的にPRし、使用許諾を行う等により活用を推進する。

保有する知的財産については、必要性を定期的に検証した上で、権利の維持、譲渡、放棄を行うほか、不正使用がないよう情報収集に努める等適正に管理する。

中期計画期間中に願する知的財産件数は100件を目標とする。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営

試験・研究開発の推進に当たっては、限られた研究資源の中で効率的に成果を上げるため、社会的・経済的な動向を十分に分析することにより研究成果の活用場面を明確にし、コストパフォーマンスを高めるために選択と集中に努める。

効率的かつ効果的な業務運営を行うため、適切に業務の見直しを行う体制を整備する。

また、本部及び各研究所をオンラインで結び、各試験研究機関や部署間における情報の共有化とペーパーレス化を進める。

2 組織運営

(1) 企画経営機能の発揮

理事長は、理事会を中心に各理事と一体となってリーダーシップを発揮する仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。センターの自主的な経営判断に基づく事業運営を図るため、企画経営部門を設置し、企画調整機能を強化する。

組織体制については、社会経済情勢の変化や生産事業者のニーズ等に対応するため、弾力的に見直しを行う。

また、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを設置する等、人材・資金等の経営資源を重点分野へ集中的に投入する。

(2) 各試験研究部門による一体性の確保

工業、農林、水産及び食品の各研究部門の一体性を図り、研究予算の効果的・重点的な配分、重点プロジェクトへの研究員の集中配置等、予算・人材・組織等の効率的運営を図る。

試験研究、分析及び設計に関する研究資料の共有化や部門を越えた設備・機器の共同利用を一層推進する。

3 職員の能力向上

(1) 職員の能力開発

試験・研究開発や研修等を通じた職員の能力開発に努めるとともに、業務に必要な資格や学位取得等の支援を行う。

学会、各種研修会等への参加、国、県、大学、関係団体・民間企業等への派遣や交流等を通じて職員の資質向上を図る。

(2) 適正な人事評価

公正かつ透明性のある人事評価制度を構築し、適切な人事評価を行い、その結果を職員の処遇や人事配置に適正に反映させる。

また、人事評価に当たっては、職員の勤労意欲の向上や自己研さんの促進、業務遂行能力の向上が図られるように配慮する。

4 試験・研究開発の成果の実用化促進のための体制の構築

(1) 試験・研究需要の把握

県・市町村及び関係機関などから研究に対する要望を収集するとともに、技術相談・技術指導、企業の巡回訪問等の機会を通じて、生産事業者・業界団体等からの需要を把握する。

(2) 試験・研究開発テーマの設定と評価

試験・研究開発テーマは、技術や市場の動向、技術的課題解決の見通し、技術の受け皿となる生産事業者、地域に与える経済効果、事業化に当たっての資金面について事前に十分な検討を行った上で設定する。また、試験・研究テーマの設定及び成果については、外部の専門家、有識者等を交えた評価委員会を設置し、客観性・信頼性の高い評価を行う。

(3) 実用化等に関する検討会の開催と商品化に向けた活動の推進

試験・研究開発の成果については、その普及、商品化を含めた活用方法、生産コスト等を十分に検討するため、関係者による検討会を開催するほか、生産事業者や関係団体に対して積極的な利用を働きかけるとともに、成果の活用が想定される生産事業者と連携しながら、テストマーケティングや高付加価値化・ブランド化に取り組むなど、売れる商品化に向けた活動を推進する。

IV 財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項

1 運営経費の執行の効率化

各試験研究機関を統合したスケールメリットを活かし、共通的事務の集約化により、消耗品費などの管理的経費を圧縮するとともに、研究費についても計画的かつ効率的な執行に努め、業務全般にわたり運営経費の節減を図る。

2 外部からの研究資金の導入

(1) 競争的研究資金の導入

国等が公募する競争的研究資金に関する情報収集を行い、必要に応じて大学、国等の研究機関及び産業支援機関等との連携体制を構築した上で、積極的に応募し導入に努める。

(2) その他外部資金の導入

県、県内企業、生産者団体・業界団体等からの委託研究や依頼試験を積極的に受け入れる。

3 剰余金の有効な活用

剰余金の活用にあたっては、「7 剰余金の使途」に沿うよう、理事会で検討する。

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別添)

5 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

330百万円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故等の発生により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

6 重要な財産の譲渡・担保計画

財務運営上必要としないことから、なしとする。

7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等に充てる。

V その他業務運営に関する重要目標に係る必要な事項

1 県の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの改修や維持補修を計画的に実施する。

(2) 人事に関する計画

研究需要に対応できる専門性の高い人材の育成に努め、研究課題に応じた弾力的な人員配置を行う。

人員適正化計画を策定し、計画的に法人職員を採用するとともに県からの派遣職員の削減を図る。

(3) 積立金の処分に関する計画

設立当初の積立金がないことから、なしとする。

2 その他業務運営に関し必要な事項

(1) 緊急事態への迅速な対応

気象災害、重要家畜伝染病、病害虫及び魚病の発生等の緊急事態に対応するため、予め交わした県との協定に基づき、適切な対応を行い被害の拡大防止対策に迅速に対応する。

(2) 県が行う現地調査への協力

県から産業振興対策を推進する上でセンターの知見を必要とする現地調査の要請があった場合は、協力するよう努める。

(3) 情報管理・公開

生産事業者からの相談内容、試験・研究開発等の依頼内容等の職務上知り得た情報の管理を徹底し、また、情報の漏えいがないよう規程の整備、職員の啓発を行う。

また、センターの事業内容、事業運営状況等に関して、適切に情報公開を行う。

(4) 労働安全衛生管理

センターに安全衛生推進委員会を設置し、すべての職員が安全で快適な労働環境の中で業務に従事できるよう効果的な対策を講じる。

さらに、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者の配置や、産業医の選任などを行い、心身ともに健康を維持できるような体制を構築する。

(別添)

1 予算(平成21年度～25年度の合計)

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	21,240
自己収入	1,074
売払収入	843
使用料及び手数料収入	42
農商工連携ファンド運用益収入	180
雑収入	9
受託研究等収入	1,172
補助金	8
借入金収入※	2,800
計	26,294
支出	
業務費	20,039
試験研究経費	6,158
農商工連携ファンド補助金経費	180
人件費	13,701
一般管理費	2,275
(内人件費)	(1,879)
受託研究等経費	1,172
補助金	8
農商工連携ファンド造成費	2,800
計	26,294

※農商工ファンド造成のための原資を青森県から借り入れるものである。

注) 人件費の見積もりにあたっては退職手当を含む。

注) 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 収支計画(平成21年度～25年度の合計)

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,340
經常費用	24,127
業務費	20,653
試験研究経費	5,600
受託研究等経費	1,172
農商工連携ファンド助成経費	180
職員人件費	13,701
一般管理費	2,275
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,199
臨時損失	213
収益の部	24,340
經常収益	24,127
運営費交付金	20,682
受託研究等収益	1,172
農産物等売払収益	843
使用料及び手数料収益	42
農商工連携ファンド運用収益	180
雑益	9
財務収益	0
資産見返運営費交付金等戻入	279
資産見返物品受贈額戻入	916
資産見返補助金等戻入	4
臨時利益	213
純利益	0

注) 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画(平成21年度～25年度の合計)

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	26,294
業務活動による支出	22,929
投資活動による支出	3,365
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	26,294
業務活動による収入	23,314
運営費交付金による収入	21,240
売払収入	843
使用料及び手数料収入	42
雑収入	9
受託研究等による収入	1,172
補助金等による収入	8
投資活動による収入	180
財務活動による収入	2,800

注) 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。